

事務局説明資料

議事（１）会長・副会長の選任及び各部会長の指名について

【資料１】会長・副会長の選任及び各部会長の指名について

- 埼玉県地域保健医療計画推進協議会設置要綱の規定では、「会長及び副会長は、委員の互選により選任する」とされており、また「部会長は会長が指名する」とされています。
- 令和２年１２月１日付けの協議会委員改選に伴い、新たに会長・副会長及び各部会長を決める必要があります。
- 本来であれば、通常の方法により本協議会を開催し、委員の皆様の互選により会長・副会長を選任した後、各部会長を会長より指名いただくべきところですが、今回の協議会は書面による開催であるため、事務局から提案させていただきます。
- 事務局としては、会長及び各部会長については前任期から引き続き同じ委員に担っていただきたく、会長及び在宅医療部会長は廣澤信作委員に、救急医療部会長は原澤茂委員に、周産期医療部会長は高橋茂雄委員にお願いし、副会長については、これまで副会長を務められた吉本信雄様が協議会委員を退任されたため、同じく学校法人埼玉医科大学から推薦された別所正美委員にお願いする案を提出いたします。
- 事務局案に対するご意見を、別紙様式「令和２年度第２回埼玉県地域保健医療計画推進協議会議事に対する質疑・意見書」にご記入ください。

議事（２）『埼玉県地域保健医療計画の中間見直しについて』

【資料２】埼玉県地域保健医療計画（第７次）の中間見直しの考え方

【参考資料】第７次医療計画の中間見直し等に関する意見のとりまとめ（国の『医療計画の見直し等に関する検討会』報告書）

- はじめに、「１ 見直しの趣旨」ですが、都道府県が定める医療計画は、医療法第３０条の６の規定により「在宅医療その他必要な事項については、３年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要がある場合は変更すること」とされています。
- 本県においては、前回の協議会において御協議いただいたとおり、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、令和２年度後半から検討を行い、令和３年度に見直しを行うこととしています。
- 見直しの方向性について、「２ 見直しの考え方」のとおり整理いたしました。中間見直しでは、５つの視点から見直しを行いたいと考えています。
- １つ目は医療法に基づく見直しです。医療法上、在宅医療については３年ごとの見直しが定められていることから、在宅医療の充実に向けた見直しを行います。
- ２つ目は埼玉県地域保健医療計画に基づく見直しです。同計画では、基準病床数について、中間見直し時に必要に応じて見直すことを定めています。２０２５年を見据え、地域医療構想の実現に必要な病床を確保するため、基準病床数の見直しを行います。

- 3つ目は計画策定後の状況変化に伴う見直しです。新型コロナウイルス感染症の感染拡大や昨年度循環器病対策基本法が施行されたことを踏まえ、内容の見直しを行います。なお、新興感染症に関して国は、2024年度から始まる第8次医療計画に「新興感染症等の感染拡大時における医療」を追加することとしていますが、本県ではこれに先立ち、第7次計画の中間見直しの中で、これまでの新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた新興感染症への対応について記載したいと考えています。
- 4つ目は他計画との整合を図るための見直しです。今年度策定中の第8期埼玉県高齢者支援計画や第2次埼玉県自殺対策計画等の内容を踏まえ、必要な見直しを行います。
- 5つ目は目標達成状況を踏まえた見直しです。健康寿命など、現状値が計画に定めた目標値を超過している指標を見直すとともに、目標に対する進捗が芳しくない指標について取組の方向性等の見直しを検討いたします。
- なお、見直しに当たっては、参考資料として添付いたしました「第7次医療計画の中間見直し等に関する意見のとりまとめ」（国が設置した『医療計画の見直し等に関する検討会』報告書）を参考にいたします。

- 次に「3 見直しのスケジュール」です。今回の協議会で見直しの考え方を整理した上で、来年度は具体的な見直し案を作成し、令和4年2月に県議会への議案上程を予定しております。

- 議事（2）につきましてご意見などがございましたら、別紙様式「令和2年度第2回埼玉県地域保健医療計画推進協議会議事に対する質疑・意見書」にご記入ください。

報告（1）各部会の開催状況について

【資料3】各部会の開催状況について

- 第7次埼玉県地域保健医療計画の推進にあたり、本協議会に3部会及び1ワーキンググループを設置し、事業ごとの医療提供体制の取組について協議しています。
- 前回の報告から今回の協議会の間に開催された各部会等の状況及び主な議題・検討状況を報告いたします。

- 救急医療部会（令和2年10月30日開催）
 - 新たな救命救急センターとして「さいたま市立病院」の指定の是非について議論し、「さいたま市立病院」の指定を認める旨の意見が出され、令和2年12月1日付けで新たに救命救急センターの指定を行いました。

- 災害時医療ワーキンググループ（令和2年2月17日、9月10日開催）
 - 災害拠点病院の新規指定及び基幹災害拠点病院の追加指定についてや、災害時連携病院制度の創設に際して、災害拠点病院やDMATと連携して災害対応を行う災害時連携病院の役割を議論しました。
 - 検討の結果、戸田中央総合病院を災害拠点病院に指定し、さいたま赤十字病院・埼玉医科大学総合医療センターを基幹災害拠点病院に追加指定しました。
 - また、災害時連携病院の指定要件等を決定しました。

○周産期医療部会（令和 2年 3月23日、7月27日開催）

今後を見据えた新型コロナウイルス感染症の医療提供体制として、

- ① 妊産婦が新型コロナウイルス感染の疑い、あるいは感染した場合の受入体制
- ② 新型コロナウイルスに感染した妊婦が宿泊療養又は自宅療養する場合のフォローアップ体制
- ③ 里帰り分娩を断念する妊婦の受入分娩医療機関の状況

について議論しました。

その結果、周産期母子医療センターを中心とした17の医療機関が、それぞれの受入基準に応じて患者を受け入れること等を決定しました。

○在宅医療部会（令和2年1月23日、3月12日、9月15日開催）

在宅医療提供体制について、実態調査結果を基に、課題、取組の方向性及び考えられる具体的取組を議論し、「埼玉県在宅医療提供及び在宅緩和ケアの提供体制に関する実態調査報告書」を作成しました。

円滑な転院及び在宅医療等を普及・啓発するため、病院の医療機能の分化・連携や退院後の在宅医療等について県民（患者）の理解を促進するためのリーフレットの作成を進めています。

アドバンス・ケア・プランニング（ACP）を普及・啓発するため、住民に対するACP普及の現状・課題を整理し、高齢者サロンなど生活の場に出向いて普及啓発を進める方策を検討しました。

○ 各部会の委員については3ページ以降をご確認ください。

○ 報告（1）について、ご質問がございましたら、別紙様式「令和2年度第2回埼玉県地域保健医療計画推進協議会議事に対する質疑・意見書」にご記入ください。